官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○令和七年度地方債計画の全部を改正する件（総務二）　二
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（財務一〇）　三
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同一一）　三
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二）　六
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務九）　六
○保安林の指定を解除する件（農林水産二六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二七）　七
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同二八）　七
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二九）　七
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一）　八
○道路に関する件（中国地方整備局二）　八
〔人事異動〕
福岡県　札幌市　堺市　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
労働
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示一）　八
国家試験
令和八年司法試験の施行（司法試験委員会）　八
令和八年司法試験予備試験の施行（同）　九
〔公告〕
官庁
建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇　二九
会社その他
会社決算公告

法規的告示

○総務省告示第二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年総務省告示第百三十六号（令和七年度地方債計画）の全部を次のように改正する。

令和八年一月九日

総務大臣　林　芳正

令和７年度地方債計画
（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)―(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2　公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3　災害復旧事業	3,083	1,119	1,964	175.5
4　教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1)　学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2)　社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3)　一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4)　一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5)　施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5　一般単独事業	27,625	26,845	780	2.9
(1)　一般	2,893	2,493	400	16.0
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,821	3,221	600	18.6
(5)　旧合併特例	2,500	3,800	△　1,300	△　34.2
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8)　緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9)　緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10)　脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11)　こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12)　デジタル活用推進	900	―	900	皆増
6　辺地及び過疎対策事業	6,508	6,270	238	3.8
(1)　辺地対策	592	570	22	3.9
(2)　過疎対策	5,916	5,700	216	3.8
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	700	0	0.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	61,092	57,068	4,024	7.1
二　公営企業債				
1　水道事業	8,895	6,356	2,539	39.9
2　工業用水道事業	509	392	117	29.8
3　交通事業	1,600	1,763	△　163	△　9.2
4　電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5　港湾整備事業	618	577	41	7.1
6　病院事業・介護サービス事業	6,002	4,981	1,021	20.5
7　市場事業・と畜場事業	624	386	238	61.7
8　地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9　下水道事業	15,170	13,686	1,484	10.8
10　観光その他事業	113	100	13	13.0
計	35,137	29,772	5,365	18.0
合計	96,229	86,840	9,389	10.8
三　臨時財政対策債	―	4,544	△　4,544	△　100.0
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　補正予算債	16,433	―	16,433	皆増
六　国の予算等貸付金債	(　176)	(　350)	(△　174)	(△　49.7)
総計	(　176) 113,462	(　350) 92,184	(△　174) 21,278	(△　49.7) 23.1
内訳　普通会計分	79,485	63,103	16,382	26.0
内訳　公営企業会計等分	33,977	29,081	4,896	16.8
資金区分				
公的資金	52,585	39,408	13,177	33.4
財政融資資金	33,694	23,252	10,442	44.9
地方公共団体金融機構資金	18,891	16,156	2,735	16.9
（国の予算等貸付金）	(　176)	(　350)	(△　174)	(△　49.7)
民間等資金	60,877	52,776	8,101	15.3
市場公募	32,600	33,100	△　500	△　1.5
銀行等引受	28,277	19,676	8,601	43.7

その他同意等の見込まれる項目

1　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和６年能登半島地震減収対策企業債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和７年度地方債計画
（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目		令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)―(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一般会計事業債		10	1	9	900.0
公営住宅建設事業		1	1	0	0.0
災害復旧事業		1	1	0	0.0
一般単独事業					
公営企業債		3	4	△ 1	△ 25.0
水道事業					
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		(1)	(1)	(0)	(0.0)
		15	7	8	114.3
内訳	普通会計分	11	2	9	450.0
	公営企業会計等分	4	5	△ 1	△ 20.0
資金区分	公的資金	11	6	5	83.3
	財政融資資金	4	1	3	300.0
	地方公共団体金融機構資金（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第十号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、令和八年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第二号）は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣　片山さつき

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円

二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一九五円

三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一六六円

四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九六円

五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇七円

六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨一一四円

七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一七七円

八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円

九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨四四九円

十　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一九円

十一　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円

十二　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円

十三　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七二円

十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨四一円

十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨六六九円

十六　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八七円

十七　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨四〇円

十八　インド通貨　一〇〇ルピーにつき本邦通貨一七三円

○財務省告示第十一号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第三号）は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣　片山さつき

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円

二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一六六円

三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円

四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨二六円

五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三五七円

六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一七三円

七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨五三円

八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨四四九円

九　ミャンマー通貨　一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨七一円

十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇七円

十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七六三円

十二　ペルー通貨　一ソルにつき本邦通貨四一円

十三　インドネシア通貨　一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九一円

十四　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一九五円

十五　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨二一円

十六　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一七七円

十七　スリランカ通貨　一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨五〇円

十八　アルゼンチン通貨　一〇〇アルゼンチン・ペソにつき本邦通貨一三円

十九　大韓民国通貨　一〇〇ウォンにつき本邦通貨一一円

二十　フィリピン通貨　一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨二六〇円

二十一　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九六円

二十二　トルコ通貨　一〇〇トルコ・リラにつき本邦通貨三八九円

二十三　ドミニカ共和国通貨　一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二四三円

二十四　チリ通貨　一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一六円

二十五　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八七円

二十六　ラオス通貨　一〇、〇〇〇キップにつき本邦通貨六九円
二十七　エジプト通貨　一〇〇エジプト・ポンドにつき本邦通貨三〇〇円
二十八　セルビア通貨　一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨一四二円
二十九　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円
三十　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円
三十一　南アフリカ共和国通貨　一〇〇ランドにつき本邦通貨八二四円
三十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一九円
三十三　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨三四円
三十四　キューバ通貨　一〇〇キューバ・ペソにつき本邦通貨六二七円
三十五　コスタリカ通貨　一〇〇コスタリカ・コロンにつき本邦通貨二九円
三十六　パナマ通貨　一バルボアにつき本邦通貨一四九円
三十七　ベネズエラ通貨　一〇〇ボリバル・ソベラノにつき本邦通貨一五一円
三十八　ボリビア通貨　一ボリヴィアーノにつき本邦通貨二二円
三十九　イラン通貨　一〇〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨二二円
四十　ナイジェリア通貨　一、〇〇〇ナイラにつき本邦通貨九六円
四十一　ケニア通貨　一〇〇ケニア・シリングにつき本邦通貨一一五円
四十二　ホンジュラス通貨　一〇〇レンピラにつき本邦通貨五七七円
四十三　エルサルバドル通貨　一エルサルバドル・コロンにつき本邦通貨一七円
四十四　コロンビア通貨　一、〇〇〇コロンビア・ペソにつき本邦通貨三六円
四十五　アフガニスタン通貨　一〇〇アフガニーにつき本邦通貨二一三円
四十六　イラク通貨　一〇〇イラク・ディナールにつき本邦通貨一一円
四十七　シリア通貨　一、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二円
四十八　レバノン通貨　一〇、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨一七円
四十九　コンゴ民主共和国通貨　一、〇〇〇コンゴ・フランにつき本邦通貨五三円
五十　イスラエル通貨　一シェケルにつき本邦通貨四二円
五十一　グアテマラ通貨　一ケッツアルにつき本邦通貨一九円
五十二　ニカラグア通貨　一〇〇コルドバにつき本邦通貨四〇七円
五十三　エチオピア通貨　一〇〇ブルにつき本邦通貨一一四円
五十四　モロッコ通貨　一ディラムにつき本邦通貨一六円
五十五　ハイチ通貨　一〇〇グルドにつき本邦通貨一一四円
五十六　エクアドル通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円
五十七　パラグアイ通貨　一、〇〇〇ガラニにつき本邦通貨一九円
五十八　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨四〇円
五十九　ヨルダン通貨　一ヨルダン・ディナールにつき本邦通貨二一〇円
六十　スーダン通貨　一、〇〇〇スーダン・ポンドにつき本邦通貨六九円
六十一　バチカン通貨　一ユーロにつき本邦通貨一六六円
六十二　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七二円
六十三　ネパール通貨　一〇〇ネパール・ルピーにつき本邦通貨一〇八円
六十四　ポーランド通貨　一ズロティにつき本邦通貨三九円
六十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨六六九円
六十六　アイスランド通貨　一〇〇アイスランド・クローネにつき本邦通貨一一五円
六十七　チュニジア通貨　一チュニジア・ディナールにつき本邦通貨四九円
六十八　リビア通貨　一リビア・ディナールにつき本邦通貨二八円
六十九　ガーナ通貨　一ガーナ・セディにつき本邦通貨一一円
七十　ハンガリー通貨　一〇〇フォリントにつき本邦通貨四一円
七十一　セネガル通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二五円
七十二　クウェート通貨　一クウェート・ディナールにつき本邦通貨四八五円
七十三　アルジェリア通貨　一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一一一円
七十四　コートジボワール通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二五円
七十五　ルーマニア通貨　一レイにつき本邦通貨三三円
七十六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨一一四円
七十七　タンザニア通貨　一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨五八円
七十八　マダガスカル通貨　一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨三三円
七十九　ザンビア通貨　一〇〇クワチャにつき本邦通貨五七〇円
八十　ガボン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二五円
八十一　バングラデシュ通貨　一〇〇タカにつき本邦通貨一二三円
八十二　モンゴル通貨　一、〇〇〇トゥグリクにつき本邦通貨四二円
八十三　ベトナム通貨　一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨五八円
八十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨四一円
八十五　カタール通貨　一カタール・リヤールにつき本邦通貨四一円
八十六　パプアニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨三六円
八十七　トリニダード・トバゴ通貨　一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨二二円
八十八　ジャマイカ通貨　一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨九六円
八十九　ギニア通貨　一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一七円
九十　イエメン通貨　一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨二八円
九十一　ウガンダ通貨　一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨四一円
九十二　フィジー通貨　一フィジー・ドルにつき本邦通貨六五円
九十三　オマーン通貨　一オマーン・リアルにつき本邦通貨三八八円
九十四　ソロモン通貨　一ソロモン・ドルにつき本邦通貨一八円
九十五　ブルネイ通貨　一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨一一四円
九十六　バーレーン通貨　一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨三九六円
九十七　カメルーン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二五円
九十八　カンボジア通貨　一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨三七円
九十九　ウクライナ通貨　一〇〇フリヴニャにつき本邦通貨三五八円
百　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨一二円
百一　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨二九円
百二　ベラルーシ通貨　一ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨四八円
百三　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨二三三円
百四　ミクロネシア通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円
百五　マーシャル通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円
百六　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨八五円
百七　パラオ通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円
百八　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨八八円
百九　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨一五円
百十　東ティモール通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円
百十一　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一七一円
百十二　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨一六円
百十三　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨四三円
百十四　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一一円
百十五　マラウイ通貨　一、〇〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨八六円
百十六　マリ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二五円
百十七　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨六二円

百十八　ジョージア通貨　一ラリにつき本邦通貨五四円
百十九　ブルキナファソ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円
百二十　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三七八円
百二十一　ベナン通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円
百二十二　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一〇円
百二十三　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨八四円
百二十四　南スーダン通貨　一、〇〇〇南スーダン・ポンドにつき本邦通貨三四円
百二十五　サモア通貨　一サモア・タラにつき本邦通貨五三円
百二十六　アルメニア通貨　一〇〇ドラムにつき本邦通貨三八円
百二十七　ナミビア通貨　一〇〇ナミビア・ドルにつき本邦通貨八二五円
百二十八　モルディブ通貨　一〇〇ルフィヤにつき本邦通貨九八〇円
百二十九　バルバドス通貨　一バルバドス・ドルにつき本邦通貨七四円
百三十　モルドバ通貨　一〇〇モルドバ・レイにつき本邦通貨八四七円
百三十一　モーリシャス通貨　一〇〇モーリシャス・ルピーにつき本邦通貨三二五円
百三十二　アルバニア通貨　一〇〇レクにつき本邦通貨一六九円
百三十三　北マケドニア共和国通貨　一〇〇デナルにつき本邦通貨二七〇円
百三十四　バヌアツ通貨　一〇〇バツにつき本邦通貨一二二円
百三十五　ベリーズ通貨　一ベリーズ・ドルにつき本邦通貨七四円
百三十六　セーシェル通貨　一セーシェル・ルピーにつき本邦通貨一〇円
百三十七　エリトリア通貨　一〇〇ナクファにつき本邦通貨九八八円
百三十八　キリバス通貨　一キリバス・ドルにつき本邦通貨九六円
百三十九　ニューカレドニア通貨　一〇〇パシフィック・フランにつき本邦通貨一三九円

その他告示

○デジタル庁告示第一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。）を財源として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）から支給される給付

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省・デジタル庁告示第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。）を財源として、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、住民票関係情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（同令第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～一日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため、生活者及び事業者に対する地域の実情に応じた生活者支援の高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じた生活者支援の交付金であって、当該交付金の交付を受けた地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）が、物価高騰の影響を緩和するために必要があると認めるときに、当該交付金の交付を受けた地方公共団体の長等が行う細やかな支援等に要する費用に充てるために交付する交付金であって、当該交付金の交付を受けた地方公共団体の長等が行う細やかな支援等に要する費用に充てるために交付する交付金であって、世帯に対して給付するための個人又は世帯に対して給付するための個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は特別区を含む。以下同じ。）から支給されるものに限る。）の支給に関する事務（都道府県又は市町村が交付金の交付を受けて、都道府県又は市町村の区域内に住所を有する者であって、都道府県又は市町村の支給に係る給付金の支給を目的として交付されるものの個人又は世帯に対して給付するための個人番号（番号法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は特別区を含む。以下同じ。）から支給されるものに限る。）の支給に関する事務（

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県児湯郡西米良村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、西米良村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

表全国開拓農業協同組合連合会南九州販売事業所の項の次に次のように加える。

全国畜産農業協同組合連合会伊佐食肉事業所	鹿児島県伊佐市大口宮人字大住五百十九番地一

○農林水産省告示第二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 225,500トン 二・三　（略） 第三～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 208,700トン 二・三　（略） 第三～第十一　（略）

○北陸地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　七尾都市計画公園事業九・六・一号能登歴史公園

三　事業施行期間　自平成三年三月六日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間
八号	栗東市出庭字上蟬ヶ町五四二番から同市大橋四丁目二三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	令和八年一月九日
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間
五十四号及び百九十一号	広島市中区基町五番一地内

供用開始の期日	令和八年一月九日
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

人事異動

福岡県

○選挙管理委員会委員選挙

藤井克已委員、田中秀子委員、井手善來委員及び古賀和孝委員は、七年十二月二十二日任期満了し、同月十九日次の者が選挙された。

選挙管理委員会委員　藤井　克已
同　一尾　泰嗣
同　冨田　徳二
同　大城　節子

○人事委員会委員再任

馬場貞仁委員は、七年十二月二十四日再任された。

札幌市

○監査委員再任

愛須一史委員は、七年十二月二十三日再任された。

堺市

辞職　新旧（ＩＣＴイノベーション推進監）　安野　勝

（七年十二月二十五日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年１月九日から二週間１般の縦覧に供する。

令和八年１月九日

東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四号
(三) 占用を制限する区域	青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原１四番１から同町大字目時字中野１０七番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年１月九日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年１月九日から二週間１般の縦覧に供する。

令和八年１月九日

東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四号
(三) 占用を制限する区域	岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻長根前１三番六から北上市相去町平林１四番１八まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年１月九日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和８年１月９日

国土交通大臣　金子　恭之

交通政策審議会の意見（要旨）

漁業（いか釣り）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、１人歩船員「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

労働

国家試験

令和８年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

令和８年１月９日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

1　受験資格

司法試験法第４条の要件を満たす者

2　期日及び科目

(1)　令和８年７月15日（水）　論文式試験
選択科目及び公法系科目

(2)　令和８年７月16日（木）　論文式試験
民事系科目

(3)　令和８年７月18日（土）　論文式試験
刑事系科目

(4)　令和８年７月19日（日）　短答式試験
民法、憲法及び刑法

3　試験地

原則47都道府県

※　各試験地における試験会場については、令和８年４月ないし５月頃、官報に公告する予定。

4　出願手続等
⑴　電子出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月９日（月）から同年４月２日（木）まで
イ　出願申請　受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として31,000円を納付すること。
また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
ウ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
⑵　郵送出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月19日（木）から同年４月２日（木）まで
なお、令和８年４月２日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。
イ　受験願書の交付　受験願書は、交付を希望する者に対して、令和８年３月９日(月)から郵送で交付する。
交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に270円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号､送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て請求すること。
ウ　受験願書の提出　提出方法は、書留郵便によるものとする。
受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として32,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て提出すること。
また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
エ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
5　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100―8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03(3580)4111㈹）に行うこと。
⑵　詳細については、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

令和８年司法試験予備試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。
令和８年１月９日
司法試験委員会委員長　神作　裕之
1　短答式試験
⑴　期日及び科目　令和８年７月19日（日）
憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目
⑵　試験地　札幌市又はその周辺　仙台市又はその周辺　東京都又はその周辺　名古屋市又はその周辺　大阪府又はその周辺　広島市又はその周辺　福岡市又はその周辺
2　論文式試験
⑴　受験資格　短答式試験に合格した者
⑵　期日及び科目
令和８年９月12日（土）　憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、選択科目
令和８年９月13日（日）　法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法
⑶　試験地　原則47都道府県
3　口述試験
⑴　受験資格　論文式試験に合格した者
⑵　期日及び科目　令和９年１月23日（土）及び同年１月24日（日）法律実務基礎科目（民事・刑事）
⑶　試験地　東京都又はその周辺
4　出願手続等
⑴　電子出願の場合
ア　出願期間　令和８年２月16日（月）から同年３月13日（金）まで
イ　出願申請　受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として20,000円を納付すること。
また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用､論文式試験用及び口述試験用各１通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
ウ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
⑵　郵送出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月２日（月）から同年３月13日（金）まで
なお、令和８年３月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
イ　受験願書の交付　受験願書は、交付を希望する者に対して、令和８年２月16日(月)から郵送で交付する。
交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に180円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て請求すること。
ウ　受験願書の提出　提出方法は、書留郵便によるものとする。
受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として21,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票の写し（出願前６月以内に交付された、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。受験者ＩＤを受験願書に記載する者は住民票の写しの提出は不要。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て提出すること。
また、受験特別措置を希望する者は、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用、論文式試験用及び口述試験用各１通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
エ　詳細は、法務省ホームページ（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
5　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100―8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03(3580)4111㈹）に行うこと。
⑵　詳細については、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年１月９日
東北地方整備局長　西村　　拓
1　処分をした年月日　令和７年12月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　破産者　株式会社トラストワン　森　　雄太　破産管財人　弁護士　髙橋　俊樹　福島県南相馬市原町区日の出町216―１　国土交通大臣許可（般―03）第24261号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

失踪宣告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７６号
東京都葛飾区奥戸２丁目５番13号
清算株式会社　株式会社タジマ
代表清算人　田島　道子
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号
京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝38番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
代表清算人　村居　一也
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所園部支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社クイナ
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６２号
東京都港区新橋１丁目１番13号
清算株式会社　ＡＮＡ　ＮＥＯ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２９号
大阪府松原市西大塚１丁目３番29号
清算株式会社　工藤工業株式会社
1　決定年月日　令和７年12月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
愛媛県松山市東石井４丁目18番３号
清算株式会社　株式会社ハット
代表清算人　吉見　達治
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第３号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＳＷ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第５号
熊本市東区桜木４丁目16番29―２号202
清算株式会社　株式会社ＭＳＩ
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０号
栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社　株式会社宇塚
代表清算人　蓬田　勝美
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１．清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の協定債権額の10.2218％を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。但し、宇塚義夫については債権放棄の申出があったことから弁済を行わない。
２．各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３．第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者(但し、宇塚義夫を除く）に対し、換価代金から必要費用を控除した残金を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
宇都宮地方裁判所第１民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.e-guardian.co.jp/

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　一五〇頁（号外第二七六号）

令和八年一月九日

東京都港区虎ノ門一丁目二番八号

(甲) イー・ガーディアン株式会社

代表取締役社長　高谷　康久

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五番一号

(乙) イー・ガーディアン東北株式会社

代表取締役　宮坂　誠

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.ns-kenzai.co.jp/

(乙) 令和七年七月十八日付官報（号外第一六六号）一〇一頁

(丙) 令和七年七月八日付官報(号外第一五六号)七十九頁

令和八年一月九日

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

(甲) 日鉄建材株式会社

代表取締役社長　新城　晃

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

(乙) 株式会社ニッケンビルド

代表取締役社長　川上　寛明

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

(丙) 株式会社ニッケンフェンスアンドメタル

代表取締役社長　久万　成俊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.ksk.or.jp

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第一三二号）

令和八年一月九日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町七八番地　(甲) 一般社団法人京都産業会館

理事長　吉田　忠嗣

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町七八番地　(乙) 一般財団法人京都染織会館

理事長　吉田　忠嗣

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.ksk.or.jp

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第一三二号）

令和八年一月九日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町七八番地　(甲) 一般社団法人京都産業会館

理事長　吉田　忠嗣

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町七八番地　(乙) 一般財団法人京都染織会館

理事長　吉田　忠嗣

第10期決算公告

令和８年１月９日

東京都江東区越中島一丁目１番１号
ヤマタネ深川１号館２階

Ｅａｔｒｅａｔ株式会社

代表取締役　西原　一将

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,711	流動負債	13,116
固定資産	5,383	賞与引当金	1,734
		固定負債	22,468
		退職給付引当金	124
		株主資本	△8,489
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△78,489
		利益準備金	△78,489
		（うち当期純損失）	(22,994)
資産合計	**27,094**	**負債・純資産合計**	**27,094**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙、丁、戊及び己は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kyushu-subaru.jp/fukuoka/announcement/

（乙）https://www.kyushu-subaru.jp/nishikyushu/announcement/

（丙）https://www.kyushu-subaru.jp/kumamoto/announcement/

（丁）https://www.kyushu-subaru.jp/oita/announcement/

（戊）https://www.kyushu-subaru.jp/minamikyushu/announcement/

（己）https://www.kyushu-subaru.jp/okinawa/announcement/

令和八年一月九日

福岡市東区千早四丁目一四番一二号

（甲）福岡スバル株式会社

代表取締役　石川　篤

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六〇五番地一

（乙）西九州スバル株式会社

代表取締役　中路　勝博

熊本市南区南高江一丁目二番三〇号

（丙）熊本スバル自動車株式会社

代表取締役　松井　賢次

大分市大字宮崎八三五番地の一

（丁）大分スバル自動車株式会社

代表取締役　林　政秀

鹿児島市下荒田四丁目五二番二二号

（戊）南九州スバル株式会社

代表取締役　徳田　昭治

沖縄県浦添市勢理客四丁目一九番七号

（己）沖縄スバル株式会社

代表取締役　武田　忠司

合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は、各組合の主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月九日

福岡県みやま市瀬高町高柳五九三番地

（甲）農事組合法人高柳

理事　金子　隆

福岡県みやま市瀬高町高柳二九九番地四

（乙）農事組合法人さなみぞ

理事　馬場　俊博

福岡県みやま市瀬高町高柳六九九番地

（丙）農事組合法人たかやなぎ散田

理事　田中　芳徳

合併公告

左記法人は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。なお、この合併については令和七年十二月二十四日付で佐賀県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月九日

佐賀県伊万里市二里町八谷搦一一七番地

（甲）学校法人佐賀カトリック学園

理事長　杉原　寛信

佐賀県佐賀市大和町大字久池井一五二〇番地二

（乙）学校法人ロザリオ幼稚園

理事長　小峰　静江

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の羽村工場で行われる自動車製造事業、自動車部品製造事業及び工機保全事業（但し、羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンターに係る事業並びに第六工場におけるＫＤ業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月九日

東京都羽村市緑ヶ丘三丁目一番地一

（甲）トヨタ自動車羽村株式会社

代表取締役　青木　是篤

東京都日野市日野台三丁目一番地一

（乙）日野自動車株式会社

代表取締役　小木曽　聡

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社十勝ミートセンター（住所北海道帯広市西二十三条北二丁目一七番六号）に対して当社の北海道帯広地区における国産牛の加工および販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年四月一日であり、本新設分割は、会社法第八百五条に定める簡易分割の要件を満たすため、当社において株主総会による承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月九日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

マルハニチロ株式会社

代表取締役　池見　賢

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社ＨＫ（住所　東京都町田市小山町一一七六番地）に対して、当社の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月九日

東京都町田市小山町一一七六番地

有限会社萩原企業

代表取締役　萩原　典江

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

埼玉県入間郡三芳町上富一五四五番地一五

合同会社ＨＴ

代表社員　髙橋　弘法

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

千葉県鎌ケ谷市南初富四丁目六番五三―二

プラストラスト合同会社

代表社員　吉田　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

千葉県市川市柏井町一丁目二二〇四

合同会社友喜

代表社員　吉田　明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

東京都東村山市秋津町四丁目四〇番地四八

合同会社ＧＲＥ

代表社員　鈴木　龍太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ｃｌｕｅ　ｉｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

東京都品川区上大崎三―一―二―五〇一

ｃｌｕｅ　ｉｎ合同会社

代表社員　臼杵　知亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社マリーアセットとします。

効力発生日は令和八年二月十六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十五日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

東京都目黒区平町一丁目二六番一一号第１ミキビル四〇一　合同会社マリーアセット

代表社員　大瀧　真理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

長野県長野市吉田五丁目二〇番七号

ＥＶ電気工合同会社

代表社員　大口　洋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、組織変更後の商号はサンタマリア株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

愛知県豊橋市前田南町一丁目三番地九

合同会社不労所得

代表社員　井上ジョルディ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ウェンニューとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

神戸市中央区三宮町一丁目一番一号五階

合同会社ウェンニュー

代表社員　上塩入　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

栃木県宇都宮市上田原町一一八七番地

光資源開発合同会社

代表社員　中山　秀行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十四日

掲載頁　四十九頁（号外第二八三号）

令和八年一月九日

千葉県木更津市大和一丁目三番一四号

株式会社イワキ

代表取締役　岩城　雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百五十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十九頁（号外第一六四号）

令和八年一月九日

東京都新宿区西新宿八丁目一四番二四号西新宿ＫＦビル四階

株式会社ＨＡＮＤＩＣＡＰ　ＣＬＯＵＤ

代表取締役　森木　恭平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億八千七百四十六万八千七百円減少し三億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、株主総会の決議は令和八年二月五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月九日

愛知県名古屋市瑞穂区明前町八番一八号

株式会社ダイセキ環境ソリューション

代表取締役　山本　浩也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千百九十七万九千五円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://powerwave.co.jp

令和八年一月九日

愛知県豊橋市下五井町茶屋前二四番地

株式会社パワーウェーブ

代表取締役　種田　憲人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万円減少し一億円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kakogawa-sb.jp

令和八年一月九日

兵庫県加古川市加古川町溝之口五〇七番地

加古川再開発ビル株式会社

代表取締役　岡田　康裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年二月二十日であり株主総会の決議は、令和八年一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月九日

和歌山県田辺市稲成町三一三番地の一

田辺青果急送有限会社

代表取締役　水越　利治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.live.iriam.com/company-notice

令和八年一月九日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社ＩＲＩＡＭ

代表取締役　増田　真也

第 81 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

東京都目黒区東山二丁目10番８号

滝野川自動車株式会社

代表取締役　鈴木　和江

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	263,201	流動負債	728,167
固定資産	1,844,034	固定負債	514,439
繰延資産	149	株主資本	864,779
		資本金	100,000
		資本剰余金	154,169
		資本準備金	154,169
		利益剰余金	610,610
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	590,610
		（うち当期純利益）	（522）
資産合計	2,107,385	負債・純資産合計	2,107,385

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千四百九十四万七千四百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月九日

北九州市小倉南区中曽根東一丁目二番一号

曽根スカイマンション一階

株式会社ソロベース

代表取締役　湯朝　健二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千六百九十四万八千六百円、資本準備金の額を三億五千二百九十四万八千六百円減少し、それぞれ五千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年一月九日

東京都品川区大崎一丁目二〇番三号

タメニー株式会社

代表取締役　佐藤　茂

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月九日

神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋二〇八番地

株式会社天山

代表取締役　鈴木　義二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十八日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式三〇株を三〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月九日

名古屋市東区葵一丁目二六番一二号

株式会社オピックスホールディングス

代表取締役　宮崎　貴士

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月九日

東京都杉並区和泉四丁目四六番八号

三益株式会社

代表清算人　椎名　和子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月九日

石川県金沢市十間町二三番地

株式会社浅田屋

代表取締役　浅田　久太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月九日

大阪市西区靭本町二丁目七番六号

株式会社栗原

代表取締役　栗原　亮

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月九日

大阪市西区新町一丁目四番二六号

株式会社第一技研

代表取締役　浅野　博之

債権申出の公告（第一回）

当行規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

長野県長野市青木島一丁目二一番地二号　青木島ＡＰ　Ｂ二〇三

株式会社八十二長野銀行

（旧　株式会社長野銀行）

規約型確定給付企業年金清算人　宮崎　孝美

訂正公告

令和七年十二月二十六日（号外第二八六号）掲載の解散公告中、「令和七年十二月二十五日開催の株主総会」とあるは、「令和七年十一月二十五日開催の株主総会」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月九日

大分市高崎二丁目一〇番五号

有限会社元気堂

清算人　河野　純子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十月一日（号外第二百二十号）公布経済産業省令第六十五号（液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令）				
（原稿誤り）				
三五	下	終りから一	第四項	第四号
令和七年十月一日（号外第二百二十号）経済産業省告示第百四十五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示）				
（原稿誤り）				
六四	下	終りから二	支援する	支援するための
〃	〃	一	第四項	第四号